

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年12月23日(火) 午後2時から午後3時
2 開催場所 瀬戸市役所大会議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清 欠
8番 山田 泰司

(出席 19 欠席 1)

4 議事日程

議題

- | | | |
|--------|----------------------|-----|
| 第52号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第54号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第55号議案 | 農用地利用集積等促進計画の変更について | 2 件 |

報告事項

- | | | |
|--------|-------------------------------|-----|
| 報告第37号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について | 1 件 |
| 報告第38号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について | 8 件 |
| 報告第39号 | 農地改良届出書について | 1 件 |

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会12月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、推進委員の7番 松原 清（まつばら きよし）委員より欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

6番 高島 八十三（たかしま やそみ）

7番 武田 晴光（たけだ はるみつ）

委員を指名いたします。

（第52号議案）

議長

続きまして、「第52号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本件は計画の説明資料の不足により、先月保留になっていた案件です。

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は1,356㎡です。転用目的は、蓄電所の設置です。

先月の農業委員会での意見を事業者へ伝え、回答をいただきましたので、資料の変更点等についてお伝えさせていただきます。

1点目。計画区域の小堤及びフェンスを、メンテナンス時に必要に応じて重機やトラックでの作業のために、一時的に撤去し、作業完了後は元に復旧することについて、申請書と計画図内に記載してもらいました。

蓄電池のモジュール交換の目安は5～10年程度となっており、この交換作業はフォークリフトでの作業が可能のため、フェンス等の撤去は必要あり

ません。フェンス等の撤去が必要な場合は、事業者は通常の運用では想定していないとのことですが、重大な故障・事故等により蓄電池をキャビネットごと交換しなければならないような状態となった場合のみ、重機やトラックの作業動線確保のため行います。安全管理上、敷地境界フェンスは恒常的に必要な施設であるため、交換作業後は直ちに元の状態に復旧するとのことです。

2点目。排水処理について、机上の追加資料の排水施設検討書をご覧ください。先月の農業委員会での意見を元に、今後この地域で事業を続けてもらうにあたって、地域がなるべく安心して農業を行っていくために、想定を超えるような雨量があった場合にも対応ができるよう、敷地内浸透ではなく、排水柵を設置して排水を行ってもらいたいことお伝えしました。

そのうえで事業者の考えとしては、追加資料の排水施設検討書を根拠として、敷地内浸透での排水量は確保できており、加えて小堤を設けることによって近隣地へ防除も行っていること。さらに今回の要望で雨水浸透のための集水柵を設置する形で計画を練り直してもらいましたので、排水に関しては、以前の計画よりも安全面が増した計画となっております。

農業委員会として排水について、これ以上の言及は難しいため、もし排水処理において近隣への被害を与えた場合は当方にて責任をもって解決する旨を申請書に記入してもらい、責任を厳守することを了承してもらいました。

以上が資料の変更点についての説明となります。

以上の点から、本申請は立地基準及び一般基準を満たしているため、許可相当であると考えます。第52号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第52号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員

安全管理が必要なので通常は境界をフェンスで囲っているが、蓄電池の交換が必要になった場合はフェンスを撤去して作業をするという理解でよいのですか。

事務局 そうです。

藤井委員 小堤が低すぎます。高さ5センチはあって無いに等しいと思います。

事務局 事業者からは雨量計算上、耐えうると聞いていますが、小堤の高さについては追加で伝えます。

高島委員 伝えるだけでいいのですか。

事務局 本件の事業者は、前回計画を変更して柵を追加設置しており、こちらの要望に対して真摯に対応しているという印象です。申請書内には、宣誓書に代わるような形で「万一の場合は責任を持って対応する」という一文の記載もあるため、最後はそれを根拠に指導していくこととなります。

高島委員 それは、各課で情報共有された後、最終的に許可を出す担当課が永久的に書類を保管し、問題があった場合には指導していくということですか。

事務局 そこまでの対応はしていません。最後は事業者のモラルの問題になってくるので、我々としては半永久的に保存している農業委員会の議事録を根拠に話をしていくこととなります。ただ、農地法を外れると強制力はなくなるので、最後はお願いレベルの指導になってしまいます。

高島委員 厳しいことを言いますが、5センチの小堤ではなくもっと高い小堤を設置するような指導をしてほしいと思います。ただ、それを拒否するために業者もこうした雨量計算資料を提出しているということですか。

事務局 そうですね、業者としてはこの積算資料に加えて、新たな柵も設置したので排水については問題ないという理論です。事務局としても前回計画からは

かなり前進しており、最低限の許可基準には達しているという判断です。

藤井委員 新たな柵が設置されていますが、もっと前面道路に近い場所に設置してパイプを通して側溝に排水した方が効率がよく費用も安くなると思います。我々の意見を聴いていないのではないですか。

事務局 当初その内容で要望をしましたが、許認可の関係で時間がかかるのでこの計画にしたと聞いています。

藤井委員 許認可はそれほど難しい話ではないと思います。1か月あれば手続きできるはずです。農業委員会が甘く見られているのではないですか。

事務局 許認可だけを考えればそうかもしれませんが、事務局としては総合的に見て許可レベルだと判断しました。愛知県にも確認をしましたが、県としては最低限の対策を講じていればそれ以上は指導できないとのことでした。ただ、地元のことは地元できちんと判断する必要があるので、事務局としても計画をきちんと精査し、今回は納得できるレベルにあると判断しました。永久的に確約できるとは言えませんが、先ほどもお話ししたとおり、最後は、「万一の場合は責任をとる」という一文を盾に指導していくほかありません。

藤井委員 事務局担当者や農業委員、推進委員が変われば内容が把握できなくなってしまうと思います。なので、愛知県を巻き込んでより厳しい対応ができるようにしないといけないと思います。そうしないと農業者の営農条件はどんどん悪くなり、我々の農業は立ち行かなくなります。

事務局 県にも確認しましたが、書類が整っていれば許可せざるを得ないという回答でした。許可することができる、ではなく、許可しなければならないということです。事務局としても、地元に寄り添いたいとは考えますが、所有者が農地転用を希望すれば、手続きが進んでいってしまうのが現状です。そう

ならないためにも、安定した収入が得られるようにするなど農家の方が離農を考えない対策が必要だと考えています。そのためにも、遊休農地の解消を含め、日頃から農地の適正化に努める必要があります。そして、所有者には売買するなら農地として売買をしてもらい、農地を守っていくしかないと思います。とはいえ、農地転用の申請を拒むことはできないので、申請があった場合には業者にきちんとした指導をしていきたいと思っています。本件については、土地利用調整条例も通っており、近隣への周知は取られているので、他部署とも連携しながら進めていきたいと思っていますが、法令上、受け付けざるを得ないという点をご理解いただきたいと思っています。

藤井委員 それは理解しています。ただ、農業委員会での是正内容はその通り行ってもらえるような規制は条例レベルで作れるはずなので、そうした対応は必要だと思います。

事務局 上位の法律で定められていないことを、条例で規制することは難しいと考えます。

藤井委員 農地転用自体を拒否しているのではなく、書類の不備に対して農業委員会が求める是正内容を満たしていない場合にどうするかということです。真摯に対応してくれたからそれで良しとしていては、年月が経った場合に困るのではないですかということです。

事務局 小堤の高さ等、いただいたご意見は伝えたくて、より強く万一の場合の対応については指導していきます。

議長 その他よろしいでしょうか。

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、小堤の規模については検討の必要がありますが、この辺りで質疑を終結し、採決を行います。第52号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第54号議案)

議長

続きまして、「第54号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は351㎡です。今後は畑として利用予定です。

当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、規模拡大を希望していた受人とで話がまとまり、本申請に至りました。受人は、瀬戸市内において合計約4,004㎡の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第54号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第54号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第54号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第55号議案)

議長 続きまして、「第55号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸手^{かして}及び借手^{かりて}の双方から農用地利用集積等促進計画が提出されました。まず、番号1は、地域計画の区域内であることから、本農業委員会の意見を求められているものです。なお、地域計画の変更については事務局で確認します。

番号1の農地は、営農箇所^{かりて}の拡大の利用権設定です。借手は他の場所で既に利用権を設定しており、利用権設定することに支障はありません。

次に、番号2は、地域計画の区域外であることから、本農業委員会から愛知県農業振興基金へ農用地利用集積等促進計画を定めるべきとして要請するものです。なお、瀬戸市からは当該計画について「意見なし」と聞いております。

番号2の農地は、営農箇所^{かりて}の拡大の利用権設定です。借手は他の場所で既に利用権を設定しており、利用権設定することに支障はありません。

なお、2件すべて、愛知県農業振興基金を通じて貸付けるもので、面積等は記載のとおりです。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積等促進計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第55号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第55号議案について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第55号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第37号、38号 農地法第4条第1項第7号の届出については1件、

農地法第5条第1項第6号の届出については8件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第39号 農地改良届出書については1件ありました。詳細は記載のとおりです。

報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会12月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。